明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府一八）　二
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学一）　三
〔省　令〕
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働四二）　四
○下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二〇）　六
○下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　七
〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学一）　一〇
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学三〇）　一〇
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和五年等に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　一二
○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産五〇四）　一三
○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五〇五）　一三
○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五〇六）　一四
○令和四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件の一部を改正する件（同五〇七）　一六
○令和五年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同五〇八）　一七
○令和五年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五〇九）　一七
○令和五年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五一〇）　一八
○令和四年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件（同五一一）　一九
○令和五年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同五一二）　一九
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五一
会社その他
会社決算公告　五三